○金融庁告示第十二号

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）第一条第一項第五号の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率を次のように定める。

平成二十七年三月十二日

金融庁長官　細溝　清史

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　連結レバレッジ比率（第二条―第九条）
附則

第一章　定義

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　長期決済期間取引　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第七十九条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。

二　子法人等　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。

三　デリバティブ取引等　自己資本比率告示第七十九条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。

四　ポジション　自己資本比率告示第一条第二十七号に規定するポジションをいう。

五　クレジット・デリバティブ　自己資本比率告示第一条第十七号に規定するクレジット・デリバティブをいう。

六　信用事由　自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号ロの表（注1）に規定する信用事由をいう。

七　連結子法人等　銀行の子法人等であって、次条に規定する連結レバレッジ比率の算出に当たり、第三条に定める連結の範囲に含まれるものをいう。

八　子会社　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。

九　レポ形式の取引　自己資本比率告示第一条第十一号に規定するレポ形式の取引をいう。

十　自己保有資本調達手段　自己資本比率告示第八条第四項第一号に規定する自己保有資本調達手段をいう。

十一　対象資本調達手段　自己資本比率告示第八条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。

十二　再構築コストの額　デリバティブ取引等につき、ポジションを市場で再構築する場合に必要なコストの額をいう。

十三　アドオンの額　デリバティブ取引等につき、将来の時価変動によって生じると見込まれるエクスポージャーの額をいう。

十四　外国為替関連取引　自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号イの表（注4）に規定する外国為替関連取引をいう。

十五　金関連取引　自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号イの表（注5）に規定する金関連取引をいう。

十六　金利関連取引　自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号イの表（注6）に規定する金利関連取引をいう。

十七　株式関連取引　自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号イの表（注7）に規定する株式関連取引をいう。

十八　貴金属関連取引　自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号イの表（注8）に規定する貴金属関連取引をいう。

十九　その他のコモディティ関連取引　自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号イの表（注9）に規定するその他のコモディティ関連取引をいう。

二十　優良債務者　自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号ロの表（注2）に規定する優良債務者をいう。

二十一　プロテクション提供者　自己資本比率告示第一条第十八号に規定するプロテクション提供者をいう。

二十二　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ　自己資本比率告示第一条第十九号に規定するファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブをいう。

二十三　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ　自己資本比率告示第一条第二十号に規定するセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブをいう。

二十四　ウォーク・アウェイ条項　第七条第三項第四号に規定する法的に有効な相対ネッティング契約において、当事者の一方に取引を終了させることができる事由が発生した場合において、一の債権となった後の額が正となった場合であっても、当該当事者の相手方が支払額を限定することを許容する条項をいう。

二十五　参照債務　クレジット・デリバティブにおける信用事由の対象となる債務をいう。

二十六　参照組織　クレジット・デリバティブにおける信用事由の対象となる組織をいう。

二十七　マーケット・リスク相当額　自己資本比率告示第二条各号の算式におけるマーケット・リスク相当額をいう。

二十八　包括的手法　自己資本比率告示第六章第五節第三款に定める計算手法をいう。

二十九　適格金融資産担保　自己資本比率告示第一条第二十一号に規定する適格金融資産担保をいう。

三十　証券化エクスポージャー　自己資本比率告示第一条第十六号に規定する証券化エクスポージャーをいう。

三十一　コミットメント　自己資本比率告示第一条第七十三号に規定するコミットメントをいう。

三十二　短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務　自己資本比率告示第七十八条第一項の表二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務をいう。

三十三　特定の取引に係る偶発債務　自己資本比率告示第七十八条第一項の表五十の項に規定する特定の取引に係る偶発債務をいう。

三十四　短期証券引受契約　一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で売付けできない場合、銀行又は連結子法人等が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引に係る契約をいう。

三十五　信用供与に直接的に代替する偶発債務　自己資本比率告示第七十八条第一項の表百の項に規定する信用供与に直接的に代替する偶発債務をいう。

三十六　買戻条件付の資産売却　自己資本比率告示第七十八条第二項の表の買戻条件付の資産売却をいう。

三十七　求償権付の資産売却　自己資本比率告示第七十八条第二項の表の求償権付の資産売却をいう。

三十八　先物資産購入　自己資本比率告示第七十八条第二項の表の先物資産購入をいう。

三十九　先渡預金　自己資本比率告示第七十八条第二項の表の先渡預金をいう。

四十　部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入　自己資本比率告示第七十八条第二項の表の部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入をいう。

四十一　適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス　自己資本比率告示第一条第七十四号に規定する適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスをいう。

四十二　適格流動性補完　自己資本比率告示第一条第七十三号に規定する適格流動性補完をいう。